

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「社団法人長崎県歯科医師会」を「一般社団法人長崎県歯科医師会」に改める。

第8条第1項中「(様式第1号)」を削る。

様式第1号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。